

第46回基本計画策定・推進専門委員等会議

令和7年1月31日

○太田議長 ただ今から第46回基本計画策定・推進専門委員等会議を開催いたします。

本日の会議では、構成員のほか、関係行政機関の職員として、人事院の職員福祉局福祉課長の出席を求めています。

それでは、本日の議事及び配付資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 議事次第を御覧ください。本日の議題は、「第4次犯罪被害者等基本計画の評価について」「第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点について」の2点です。

続いて、資料の御説明をいたします。資料は全部で8点ございます。

資料1は、第4次基本計画の進捗状況に関し、昨年12月までの取組状況及び今後の取組予定をまとめたものでございます。昨年7月の専門委員等会議でお示しした資料を更新したものとっております。

資料2は、7月の専門委員等会議の後に有識者構成員の皆様からいただいた御質問を整理したもので、関係府省庁からの回答を記載しております。

資料3は、7月の専門委員等会議の中、又はその前後に、有識者構成員の皆様からいただいた御意見を整理・分類したものです。いただいた各御意見に対し、現時点での関係府省庁の考え方を記載しております。

なお、これはあくまでも現時点での関係府省庁の考え方であり、本日の議論を含め、今後の会議での御議論を踏まえて修正されていくことがあり得るものと考えております。また、資料3には、右欄に「論点」という欄と「案文検討」という欄がございます。これについては、今後の計画見直しの議論との関係が見える化したものであり、後ほど資料6としてお示しする「論点」に関係するもの、すなわち、次回会議からおおむね3回に分けて専門委員等会議で重点的に議論するテーマに関連するものについては、論点の欄に二重丸をつけております。また、いただいた御意見を踏まえて基本計画の記載の修正等を検討するものについては、案文検討の欄に二重丸をつけております。

資料4は、4-1と4-2の2つがございます。こちらは、昨年の7月から8月にかけて実施した国民からの要望・意見の聴取結果をまとめたものでございます。まず、資料4-1についてですが、3の「結果」にあるとおり、95人、60団体から計画の見直しに関する御意見をいただきました。それらを約400の項目に整理したものが、資料4-2でございます。資料4-2では、資料3と同様に、要望事項に対する現時点での関係府省庁の考え方を記載した上で、「論点」と「案文検討」の欄を設けております。

今御説明した資料1から4までについては、大部になっておりますので、内容の詳細に関する説明はこの場では割愛させていただきます。

資料５は、現行計画の評価案です。詳細は後ほど議題１の「第４次犯罪被害者等基本計画の評価について」の議事の際に御説明させていただきます。

資料６は、計画の見直しに当たり、次回からおおむね３回に分けて御議論いただく論点の案でございます。こちらも詳細につきましては、議題２の「第４次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点について」の議事の際に御説明させていただきます。

資料７は、今後のスケジュールについてです。こちらは、論点案についての議論が終了した後、御説明させていただきたいと思います。

以上が、事務局で作成した資料でございます。

資料８は、假谷構成員から本日の議題に関し、事前にいただいた御意見でございます。こちらについては、後ほどの議題２の際に取り扱わせていただきます。

事務局から、議題と資料の説明は以上です。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、配付資料について何か御質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。正木構成員、お願いいたします。

○正木構成員 資料４－２の要望番号１６３に対する「現時点での関係府省庁の考え方」において、電磁的記録を消去する旨が記載されていますが、これは全く復元ができない方法で消去されているのでしょうか。端末上の電磁的記録だけを消去しても、後から復元できると聞いたものですから、その辺り、どういうふうにされているのかという質問でございます。

○太田議長 法務省いかがでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 消去の方法に関する御質問かと思いますが、デジタル技術の中で復元可能なことがあるということを前提として、当然、復元できないような方法で消去しております。場合によって、端末自体を没収して、本人の手元から取り上げることもございます。記録が復元できるようであれば、当初の目的を達していないこととなりますので、そのようなことがないように運用しているところでございます。

○太田議長 以上の説明でよろしいでしょうか。

○正木構成員 はい。

○太田議長 ほかに配付資料について確認や質問事項がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議題の１点目である第４次犯罪被害者等基本計画の評価に入りたいと思います。関係する資料は資料５です。まずは、この資料について事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 資料５について御説明いたします。本資料は、現行計画である第４次基本計画の評価案です。本評価案は、７月の専門委員等会議で御了承いただいた構成の形を取り、基本計画に記載された具体的施策の進捗や成果について、重点課題の項目ごとに主なものをピックアップして作成したものです。これま

での基本計画の評価と同様の作成方法ではございますが、第4次基本計画の評価からの改善点として、計画期間中の施策の進展・運用状況について、できる限り数字で把握できるようにいたしました。また、評価について、最後の総評のほか、重点課題の項目ごとに評価を記載する形としております。評価案の内容について、順番に簡単に御説明させていただきます。

まず、1ページ目の重点課題の第1「損害回復・経済的支援等への取組」についてでございます。この重点課題は、さらに4つの項目に分かれております。1点目が損害賠償についての援助等に関するもので、法テラスによる支援、損害賠償命令制度、受刑者からの作業報奨金の被害者送金等に関する施策が講じられているところでございます。

2点目が給付金等の支給に関するもので、昨年、犯給制度の給付水準が抜本的に引き上げられたほか、都道府県警察による公費負担制度の充実、地方公共団体による見舞金制度の充実が図られており、経済的支援の施策については一定の進展が見られたものと考えております。

3点目が居住の安定に関するもので、公営住宅への優先入居等の配慮がなされるよう、国土交通省から地方公共団体に働き掛けがなされているところでございます。また、被害女性や被害児童の一時保護の実施や警察によるハウスクリーニング費用等の公費負担制度の全国同水準化が図られたところでございます。

4点目が雇用の安定に関するもので、犯罪被害者等のための休暇制度について周知が図られているところでございます。広報啓発に努めているところですが、企業における認知度は10%程度にとどまっている状況でございます。

7ページ目からは重点課題の第2「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」についてです。この重点課題は、さらに3つの項目に分かれております。1点目が保健医療・福祉サービスの提供に関するものであり、児童相談所における児童福祉司等や学校におけるスクールカウンセラー等の体制が拡充されたほか、全ての都道府県警察でカウンセラーが配置され、資格を有する専門職の配置も進んでいるところでございます。性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについても、相談支援体制の充実が図られているところでございます。

2点目が安全の確保に関するものであり、加害者に関する情報の提供内容の充実、刑事訴訟法の改正、DV防止法の改正等により、被害者の精神的・身体的安全を確保するための施策が講じられたところでございます。

3点目が保護、捜査、公判等の過程における配慮に関するものであり、二次的被害を防止するため、被害者に接する各職員に対する研修が実施されているところでございます。

続いて、10ページ目からの重点課題の第3「刑事手続への関与拡充への取組」について、主な施策としては、令和5年12月から矯正施設収容中の加害者に対して犯罪被害者等の心情等を聴取して伝達する制度の運用が開始されたほか、保護観察中の指導・監督について、犯罪被害者等の被害の回復・軽減に関する制度運用の見直しがなされたところでござい

す。

12ページ目からの重点課題の第4「支援等のための体制整備への取組」については、さらに3つの項目に分かれております。1点目が、地方公共団体等による支援体制を含む相談、情報提供等に関するものであり、昨年の地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会の取りまとめを踏まえた施策が講じられております。また、犯罪被害者等支援を目的とした条例等につきましては、令和6年4月時点で全ての都道府県において制定がなされておりますが、市区町村における制定は半数程度であります。さらに、インターネット上の誹謗中傷等に関する取組がなされたほか、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設を内容とする法改正がなされたところでございます。

2点目は調査研究の推進についてであり、各府省庁において、犯罪被害の実態等に関する調査研究が実施されております。

3点目が民間の団体に対する援助に関するものであり、国としては、民間の団体の活動に対する財政援助等を講じているところでございます。

15ページ目の重点課題の第5「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」については、各種広報啓発や教育事業が実施されているところでございます。

最後は総括ですが、基本計画に基づく施策については、着実に実施され、一定の成果を上げたものと考えておりますが、他方で、犯罪被害者の方々からは様々な面で更なる支援の充実を求める声があることは事実ですので、今後、基本計画の見直しに当たり、こうした声を踏まえながら、施策の充実に向け検討が進められる必要があるものと考えております。

評価案についての説明は以上です。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、今事務局から説明がございました第4次基本計画の評価案につきまして、御質問や御意見がありましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。佐藤構成員をお願いいたします。

○佐藤構成員 質問とコメントを1点ずつ申し上げます。

例えば、法テラスによる支援や、公営住宅への優先入居等、幾つか数値を出していただいておりますが、これらについてはいわゆるKPIのような目標値はあるのでしょうか。一応数字は並んでいますが、行政事業レビューなどでは、何か目標があって、それに対する達成度を見て評価しています。今回出していただいた数値は、KPI、すなわち、何らかの目的・目標があるのか、あるいは取りあえず現段階の状況をフォローしているものなのかということが御質問の一つになります。

また、それに関連して、例えば、犯罪被害者支援を目的とした条例等の制定状況について、今のところ847の市区町村が制定済ということになっておりますが、これは順調に伸びていると思っていいいのか、つまり、まだ半分であるが、大体数年後には全自治体に普及するという、ある種トレンドのようなものがあるのか、あるいは頭打ちでなかなか伸びていな

いのかなど、そうした経年評価というの、K P I と併せてあっていいかなと思いました。

また、コメントとしてですが、実は知りたいのは数値の分母です。例えば、8 ページの性犯罪・性暴力被害者からの相談件数について、かなりの数になりますが、潜在的な母数がどれくらいなのか分からないと、実際十分に提供されているのか否かが分からないということになります。あるいは、10 ページにあります、刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」というところの修了者数を見ますと、刑事施設における令和5年度の受講開始人員は481人で、同年度の少年院における修了者数が45人とありますが、これが多いのか少ないのかは判断できません。これはやはり分母、つまり、本来対象になるべき人間が何人いて、その中の約何%が実際受講して修了しているのかという潜在的な母数が分からないと、この数に対する評価はできない。必ずしも数が小さいから駄目というわけではなく、数が多いから十分に提供されたとも言えません。潜在的なニーズはもっと多いかもしれないからです。そのため、もし可能であればそうした母数を把握できるような仕組みがあるといいかなと思いました。

○太田議長 まずは警察庁からいかがでしょうか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 目標値に関する御質問についてでございますが、各府省庁における目標値の設定の有無について網羅的に把握しているわけではございませんが、現行の基本計画上、目標値を定めるつくりにはなっておりません。

なお、先ほど自治体の条例の数についても言及いただきましたが、現状、目標というのを設定しているという状況ではございません。一方、伸び率についての評価の問題はあるかと存じますが、例えば12ページに掲載しておりますとおり、第4次基本計画が始まった令和3年度から、制定された条例等の数は増えてきている状況にあり、令和3年から令和4年、令和4年から令和5年、令和5年から令和6年の各年を比較しても、制定している自治体は増えてきているということは言えると考えているところでございます。

○太田議長 よろしいでしょうか。

目標値がそもそも設定できるものと設定できないものがあるかと思います。相談件数などは設定しようもない。これに対して、例えば、条例の場合には、全自治体が条例を制定するのがこの会議の目標なので、市区町村の場合、1,721が母集団になるかと思います。また、例えば、今、「被害者の視点を取り入れた教育」の受講者数の話がありましたが、受刑者の数は日々変わります。1日平均収容人員という指標を使う場合もありますが、何を母数にすればよいのかは難しい問題です。確かに佐藤構成員がおっしゃったように、数値だけ示すと、ややミスリーディングになる部分もないわけではないので、今回の評価案から数字を入れるに当たり、数字を示すことの良し悪しは見極める必要があるかなとは思いますが。最終案においてはどういう数値を、どういう形で示すのがよいのかということは今後検討していった方がいいと思いますので、今の御意見を踏まえて、各府省庁から御意見いただきながら、出す数字の見せ方なり載せる内容について検討することが望ましいかなと考えます。

○佐藤構成員 ありがとうございます。

基本的に今、政策評価は全て定量的にやるということがルール化されてきておりますので、できるだけ数字は出していただいた方がいいと思います。例えば、6ページの休暇制度の企業における認知度の様に、パーセントで示されていると、分母がはっきりしているため、ある程度分母が固まれば目標値を立てやすくなります。逆に、分母が固まらないうと、目標値はなかなか定まらないということになります。全てに対してK P Iはつけられないかもしれませんが、少なくともフォローアップという形で数字は出しながら、特に進捗率や伸び率等で評価していくというのものもあるかなと思いました。

○太田議長 ありがとうございます。

分かりやすい数字の示し方ということも工夫した方がいいのかもしれませんが、例えば、目標値みたいなのが既にあるという官庁はありますでしょうか。例えば、スクールカウンセラー等、我々が必ずしも施策を詳しく知らない分野もありますが、いかがでしょうか。児童相談所、児童福祉司などは、これだけ増やすようにというような施策が何年か前にあったかと思えますけれども、官庁としてこういうふうな目標が設定されているというものがあって、今御発言いただけるものがあれば御紹介いただきたいと思います。例えば、児童相談所における弁護士の配置状況や、警察官の配置状況など、それも特に目標値などは設定されていないという理解でよろしいでしょうか。こども家庭庁、いかがでしょうか。特に目標値というものがあるものがあればお願いいたします。

○こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当） 児童福祉司と児童心理司につきましては目標値を定めておりまして、目標値に対して何人確保できたかというのを出すことは可能になっております。

○太田議長 ありがとうございます。

それは、予算でこれだけの数にするようにということではなくて、何年以内に何%増やせとか、そういう形で設定されているという趣旨でよろしいでしょうか。

○こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当） 児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議がございまして、その会議の決定で、目標値を定めております。

○太田議長 分かりました。

今、全ての官庁から状況をお聞きする時間ありませんし、情報もお持ちでない場合もあるかもしれませんので、問題提起をさせていただいて、官庁で出す数字の内容や見せ方については、最終的に事務局からもう一度出てきた案を我々が検討する機会が10月の最終決定前にございますので、そちらで検討させていただければと思います。

なお、前にも法務省に質問させていただいたのですが、1ページにある作業報奨金の被害者送金の状況について、令和5年は262件、約360万円となっています。件数で割ると、1件当たり1万何千円とかになるので、損害賠償というよりも、見舞金や香典料という性質になるかとは思います。その趣旨は分かるのですが、これがどういう意味を持っているのかというのは、ただ数字を見せられてもあまり評価しづらいなという気はいたします。

罪種や、あるいは、1人の受刑者が2回送金を行っているなどの事情によって、大分状況が違うので、数字をそのまま出すのがいいのか、もしくはもう少し状況も踏まえたものを説明に入れるのがいいのか、その辺は御検討いただければと思います。私はできれば幾つかの施設で調査していただきたいと申し上げておりますが、この点について法務省から何かあればお願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 今の点については、議長から繰り返し御指摘いただいているものと承知しております。現時点では統計としては把握していないということをご報告させていただきました。その上で、作業報奨金をどうするかということについては、なお検討中ということで御理解いただければと思います。弁償という観点から申しますと、作業報奨金以外のものもあります。その上で、作業報奨金についても、今お話しいただいたように、被害者が複数いらっしゃるのか、いろいろなことを考えたときに、これが本当にどういう形を持つか、あるいはどういう形で取ればいいのか、また、それが意味を持つのかなど、いろいろなことをまだ考えているところでございまして、いずれにせよ、その分析の要否も含めて検討してまいりたいと思っているところでございます。

○太田議長 ありがとうございます。評価に載せる情報は限られてはいますけれども、後の論点の問題にも関わってきますので、我々としてはもう少し細かい情報が分かれば良いなと思っているところでございます。

それでは、これ以外の点について、和氣構成員から、お願いいたします。

○和氣構成員 私は犯罪被害者でもあります。12ページ目の地方公共団体における犯罪被害者等支援に特化した条例等について、まだまだ市区町村の50%しか制定されていないということに、非常にがっかりしております。犯罪被害を受けた後、市町村で行う必要のある手続は数十件に及びます。そのような観点から、県よりも市町村の特化した条例が絶対に必要です。いつまでに100%になるような予定なのでしょうか。このままずるずるいつてしまうものなのでしょうか。早めに特化条例をつくっていただきたいなと思っているところです。

○太田議長 警察庁から、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 今後御議論いただく部分でもあるかもしれませんが、地方自治の観点もございまして、特化条例等の制定状況について目標値を定めることについては問題もあり得るところかと思っております。他方で、進めていかなければいけない施策だとは思っておりますので、引き続き条例の制定の促進を図っていきたいと考えているところでございます。

○太田議長 和氣構成員としては、評価の記述を改めたほうが良いという御趣旨でしょうか。

○和氣構成員 目標値を決めて示していただいたら、市町村もお尻に火がつくのかなと感じているところです。できるだけ早く、全ての市区町村での条例の制定をお願いいたしま

す。

○太田議長 そういう御意見があったということを踏まえて今後この案文を修正していきたいと思います。

それでは、伊藤構成員、お願いします。

○伊藤構成員 この第4次基本計画の実施状況の評価ということでおまとめいただきまして、ありがとうございました。第3次基本計画のときと比べますと、データが入ったことで理解しやすい面も多いと思いました。先ほど御指摘があったように、ただ数字だけ並べても分かりにくいところがあるということで、私も、母数がはっきりしていないと、ちょっとこのデータ読みづらいなと思った箇所がございましたので、データの出し方を工夫していただけたらと思いました。

例えば7ページで、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置状況を表にしてくださっていますが、私の場合、社会福祉が専門なので、どうしてもスクールソーシャルワーカーに目が行くわけですが、令和5年度で大体このぐらい増えているかと思う一方で、スクールソーシャルワーカーが被害者支援に関する研修をきちんと受けていて、被害者支援ができるソーシャルワーカーになっているのかという疑問を持ちましたので、研修状況等の質的なものも示していただくと、より一層理解が深まるのかなと思いました。

○太田議長 場合によっては、8ページの評価の方にそういった質的なことも加えるということとは可能かと思いますので、今後検討していきたいと思います。

では、正木構成員、お願いいたします。

○正木構成員 まず1点目ですが、1ページ目に損害賠償命令の数値が出ています。全体的に私も、定量評価というのが言われているので、なるべく数値で示していくというのが今後の方向ではないかと思っていますところ。それを前提とした上で、損害賠償命令制度について一応数値が出ていますが、あまり件数が増えていません。これは全体的に使い勝手が悪いとか、いろいろなことが言われており、最後の評価のところで、こういう点で評価できるとの記載はそれでいいと思いますが、やはり数値を示して課題を示さないというのはちょっと問題かなと思いますので、数値が増えていないことについての課題を示して、その要因を書いて、次に結んでいくというような記述が必要ではないかと思っています。

作業報奨金についても同じことが言えると思います。今、太田議長からも御意見がありましたように、どういう見せ方をするのかについてももう一度検討いただいて、課題があるものについてはその課題を書いていく必要があるのではないかなというのが意見です。

2点目が8ページ目の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化のところで、いろいろ体制の充実が図られたとなっていますが、やはり重要なことは、象徴的な存在であった大阪のSACHICOが経営難に陥ってしまったということについての言及が必要ではないかなと思っています。それを受けて、評価についても、評価する部分は評価できるとした上で、SACHICOが経営難に陥った課題として、経営基盤が

弱かったとか、援助がなかったとか、いろいろなことがあるので、その課題についての記述が必要ではないかなと思っています。課題を踏まえて今後どうしていくかが重要になりますので、やはりSACHICOは、評価をするに当たって無視しては通れない課題ではないかなと思っていますところ。

3点目は9ページ目の職員等に対する研修の評価についてです。支援に携わる者に対しての研修ができていますので評価できるというような記述になっていますが、やはり何%ぐらいの人が研修を受講しているのかという数値を上げる必要があると思います。そこを見える化して、パーセンテージを上げていく努力が必要だというような評価の仕方が必要になるのではないかと考えています。また、支援に携わる者の研修について、国民からの要望を見ておきますと、司法関係者に対する二次的被害防止のための研修の必要性に関することも多数出ておまして、裁判官、弁護士は国の基本計画の対象ではありませんが、捜査関係者、公判関係者というぐらいの記述で、やはりそういう人たちの研修についても間接的にふれるような記載の工夫が必要ではないかと感じたところでございます。

次に、11ページ目の加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実についての評価に関して、新たに始まった心情等聴取・伝達制度については、やはり二次的被害が生じてしまったというような報道があったり、非常によかったというような報道があったり評価が入り混じっているのが現状だと思うので、今後、二次的被害を防止するような方策についての言及が必要ではないかとマスコミ報道等から感じた次第です。

次に、13ページ目のインターネット上の誹謗中傷に関する取組についてですが、やはりここもなるべく定量化して見える化することが、評価に当たり求められると思いますので、相談センターで受け付けた相談件数や、その相談についてどんな対応をしたのか、そういうところを示していただいて、それを見た上で評価することが必要ではないかなと感じております。

最後に、14ページ目の民間団体に対する援助について、社会一般的に人的資本が不足していると言われていています。要するに、民間の団体に優れた人材がどれだけ携わっているかということが民間団体の機能、質の向上にかかわり、そして支援の充実を支えているところですので、人材に対してはなかなか援助がしにくいということですが、評価のところ、今後は人材に対する援助も検討していかなければならないという記述ができないのかというのが私の意見でございます。

○太田議長 今挙げていただいた御意見の中で官庁として何か言っておきたいということがあれば御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。例えば損害賠償命令など、分析が困難なものも多いと思いますが、困難な点があるということは前提として、特にこの点についてはこの場で述べておきたい、というものがあれば御発言いただきたいと思います。特になければ、御意見として賜っておいて、後に評価案を修正した上で、また改めて内容を見るということになるかと思いますが。

○内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長 正木構成員から今、ワンストップ支援セン

ターについて御指摘をいただきました。ワンストップ支援センターにつきましては、全国の都道府県において整備されておりまして、例えば5年前、2020年の状況を見ますと、24時間365日対応しているところを見れば過半数以下というような状況でありましたけれども、それ以降、体制整備について、国においても交付金の充実あるいは夜間・休日のコールセンターの整備等に取り組んでまいりまして、現在は全ての都道府県において24時間体制を組んでいるという状況でございます。また、都道府県の取組を支援するための交付金につきましても年々増額しており、都道府県の創意工夫というところもございますけれども、交付金を御利用いただき、地域における支援体制の整備を図っているという状況であります。

正木構成員から大阪府のセンターでありますSACHICOについて言及がございました。全ての都道府県においてワンストップ支援センター、体制を整えている中におきまして、大阪府においても、このワンストップ支援センターの機能が損なわれるというようなことがあってはならないという認識を私どもも持っておりますし、大阪府とも共有しているところであります。今、大阪SACHICOについて、移転の問題がございます。大阪府からは、移転先を早期に確保できるよう検討を重ねていると聞いておりまして、現時点においては移転の時期は未定でありますけれども、なるべく早期に決定できるように調整していると聞いております。また、それに伴い、大阪府における予算の確保についても調整していると聞いております。内閣府としては、大阪府とよくコミュニケーションを取って、支援体制の充実が引き続き図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○太田議長 法務省、お願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 正木先生からご指摘いただいた点ですが、損害賠償命令等の評価に関わるものについては法務省からお答えすることはなかなか難しいところがございまして、そこは警察庁等とまた相談してということになるかと思っておりますけれども、この損害賠償命令制度や刑事和解制度については、検察当局におきましても犯罪被害者向けの冊子を作って、この中で適切にこれを広報する、周知するといったことは行われており、この先も引き続き適切な対応に努めていくものと承知しております。

また、心情等聴取・伝達制度でございますけれども、これは運用が始まってまだ1年という状況であり、今先生からありましたようにまだ十分でないところがあるかと思えます。二次的被害の問題はこちらとしてもしっかりと考えながらやっていきたいと思っております。加害者が被害者の期待するような反応をしない場合もあり得ることについては、当然の前提として、そうしたことがあり得ることも被害者の方にお伝えするなどして、二次的被害が生じない方法について、しっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

○太田議長 ほかの構成員の方から何か御意見、御質問ありましたらお願いいたします。

川崎構成員、お願いいたします。

○川崎構成員 2点ありまして、1点目は、先ほどから出ているように、割合で出した方

が分かりやすいところがあるというのは私も同感です。太田先生が御指摘のように、私も一番気になったのは、例えば、「被害者の視点を取り入れた教育」の受講人数について、受講人数だけを議論すると、数が増えていないということが問題との意見がありましたが、罪を犯した人の母数が減っていけば、受講者の数が多少減ったとしても受講した割合としては高くなることを考えると、今後、最も一番望むべき状況は犯罪が減ることですので、その場合に受講者数が増えないことを議論していたのでは本末転倒といえますか、当初の趣旨とは違う評価になってしまいます。そのため、受刑者の母数は正確なものを指しているものではないということを前提に、何らかの形で受講割合を示すようなモデルを検討していただいた方がいいのではないかと思います。なかなか難しいというのは御指摘のとおりであり、先ほど太田先生も御指摘されていましたが、受刑者数は毎日替わりますし、その中でこのプログラムを受けるべき受刑者がどのぐらいいるのかということも変わってしまうから、受刑者数を分母とすることが正しいのかどうか、どうすべきかすぐに答えは出ないのですが、その一方で、先ほど申し上げたようなことも踏まえて、少し御検討いただく必要があるかなと思いました。

もう一点は、瑣末なことかもしれませんが、被害者のための休暇制度の企業による認知度についての数値は、恐らくこの評価のためにアンケートをされたということではなくて、アスタリスクで書かれている「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査の中で調べられたことが、ここに転用されているということだと思うのですが、これは、誰が、どのような意図で、誰に対して調査したもので、その結果、誰のパーセンテージがここに載っているのかがちょっと分からなくて、結局、原典まで当たれと言っているようで不親切なので、この評価だけを見ても分かるように、もう少し説明を加えた方がよいと思いました。

○太田議長 ありがとうございます。

今の休暇制度の運用状況については、これは厚生労働省から、よろしいでしょうか。

○厚生労働省政策統括官付参事官 御質問ありがとうございます。

まず、表記の仕方については、ただ今の御指摘を踏まえまして、省に戻って考えさせていただきたいと思いますが、今手元にある資料で申し上げますと、まず、この調査については、様々な特別休暇がある中で、実際に企業においてそれがどれだけ認知されているかということについて調査をかけたもので、従業員数が30人以上の企業およそ1万社を対象に調査を行ったものです。手元にある資料ではそこまでしか分からないものから、ただ今の御指摘を踏まえて、こちらにどう書くのが御指摘にかなうのかということについては省内に戻ってよく検討させていただきたいと思います。

○太田議長 よろしいでしょうか。少なくともこの数字が独り歩きしないように、そして評価案の内容と矛盾しない範囲で効果的、効率的な数字を示すようにしなければいけないと思います。あらゆるデータを掲載するわけにはいきませんし、その辺は難しい。これまでの評価とは違った数字を掲載したために新しく出た問題だと思いますので、今後の在り

方を検討していく必要はあろうかと思います。先ほどの「被害者の視点を取り入れた教育」についても、私は受刑者1,000人当たりの数字を毎年計算しているのですが、それでも確実に減っています。どうして減っているのか現場で聞いても分からないので、どこかに原因はあるのだろうなと思っております。ただ、罪種構成の変化とか、教育を早期化してする一方、フォローアップとして何回もやるように最近なっているので、延べ人数になっているわけですね。ですから、そういう数値をそのまま示すのが適切かどうかということも含めて考える必要があるかなと思っております。

また、全般的に評価が甘いなという気がしております。むしろまだいろいろな課題が残っていることの方が多いので、あまりいいことばかりや、こういうことをやってきましたという書き方よりは、こういうことはここまでやってきているけれど、こういう課題もあるという書き方の方が次の第5次基本計画につなぎやすいだろうなと思います。ただし、そもそもこの第4次基本計画の評価は、結局、第5次基本計画の中に反映されていくことなので、前の計画の評価の内容をどこまで書けばいいのかという根本的な問題もあるように思います。ここに全部書き始めると、結局、計画全部にわたって書かなければいけないことになってますが、それもできないので、ある程度かいつまんでというのは変ですけども、そのまとめ方が難しいところです。各構成員の先生が先ほど御指摘されたことは、第5次基本計画の中に反映していくべきものはすべきだとは思うものの、それをどこまでこの評価案に書けるのかという総論的な問題もあろうかと思っています。ただ、やはりここだけは書いておくべきだろうというものを皆様から御指摘いただいて、抜いてはいけないものは必ず入れるということになるのでしょうか。他方で、第5次基本計画の中に反映させればよいものはそちらに反映させるという方向で考えてもいいのではないかなと思っています。その大きな方向性も含めて皆様から御意見を頂戴しておいて、まだ10月まで時間がありますので、今でも結構ですし、それから、これが終わった後でも事務局のほうに御意見があったら早めに寄せていただければ、大幅な修正もできなくはないと思いますので、お教えいただければと思います。

武構成員、お願いいたします。

○武構成員 ありがとうございます。

項目がたくさんあって、いろんなことを考えられていてとてもうれしいことだなと感じています。でも、その中で少し気になったところをお聞きしたいと思います。

先ほどから出ています作業報奨金についてですが、前に聞いたときに、釈放前に報奨金の支給を希望する受刑者に対してのみ指導すると聞いたことがあったのですが、今はどうなのでしょう。被害弁償のことですが、刑の執行開始時のみ指導するというのは足りないと思うので、もっと積極的に指導してほしいなと感じました。

それから、7ページ目に「被害少年等のための」と書いてありますが、残された兄弟が学校に通っていることも多いのですが、この「等」の中には残された兄弟も含まれているのでしょうか。そういう支援をあまり聞いたことがないので、そこが気になりました。

それともう一つは、9 ページ目の職員等に対する研修の充実について、研修が着実に実施されていると評価されているのですが、回数は何回なのでしょう。1 回だけ研修しても十分理解されないと思いますので、繰り返しが大事になってくると思います。それも少し気になりました。

最後に、民間支援団体について、各地に犯罪被害者支援センターがありますが、支援センターは民事裁判には関われないとよく言われてしまいます。でも、私たちは、事件から年数が過ぎていくと民事裁判のことで、加害者が賠償金を支払わない、加害者が謝罪しないなどで精神的に追い込まれていきます。そんなときに事件直後に関わってもらっていた支援センターの人に話を聞いてもらいたいと思うことがあるのですが、そういうことはあまりできないと言われてしまいます。私たちには長期の支援が必要です。それには支援センターとの連携、役割というのをもう少し考えていただきたいと思いました。

○太田議長 ありがとうございます。

意見だけではなくて、質問も入っていたと思うのですが、まず法務省に、作業報奨金の釈放前支給についての指導状況についてどうなっているのか、最初だけなのかどうかということについて、お願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 釈放前の申出があった場合のみ指導するのかという御質問がありましたが、作業報奨金について、釈放前に作業報奨金の支給を受けるのは、支給を受けたい旨の申出があった場合ということになっています。これは法律に規定されているところでございまして、原則、釈放されたときに報奨金全体を受け取ることとなっていますが、その前に受けたいと申し出れば受けられる。そうすると、被害弁償等のために送金で送ることもできる、このような仕組みになっています。その上で、被害弁償につきましては、入ったときだけではなくて、しおり等を使って継続的に受刑者に指導しているものと承知しております。

○太田議長 ありがとうございます。

それから、7 ページ目の被害少年等への支援について、犯罪被害を受けた児童の兄弟姉妹も支援する体制になっているのかという点に関する御質問について、児童相談所における対応に関してこども家庭庁から説明をお願いしますでしょうか。

○こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当） 兄弟姉妹が支援の対象になるかということについては、個別のケースによると思いますけれども、例えば虐待の被害を受けた子の兄弟が、虐待を受けているところを見ていて心理的に非常に不安定になっているとか、そういった状態であれば、もちろん児童相談所で支援をしますし、場合によっては一時保護という形で保護するという場合もあるかと思います。個別のケースによるかと思います。

○太田議長 ありがとうございます。

同じ点について、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの対応については、文部科学省はいかがでしょうか。

○文部科学省大臣官房政策課長 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに

については、これだけ人数増えてきているところですけども、兄弟姉妹の対応というところはケース・バイ・ケースによるということかと思いますが、手持ちの情報はございません。また担当に聞いておきます。

○太田議長 よろしくお願いいたします。

研修の回数等、すぐには御回答いただけないような内容もございました。これは官庁から改めて御報告いただくとして、あとは御意見ということで承っておきたいと思います。

他にいかがでしょうか。またこれ以外のものがございましたら事務局に御連絡いただければと思います。先ほど申し上げましたように、第4次基本計画の評価につきましては、10月に開催を予定しております推進会議において決定されることになっておりますので、事務局におきましては、本日頂戴しました御質問、御意見、それから今後出していただく御意見、御質問等を踏まえて修正案を作成していただき、また本会議に諮っていただくようお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 皆様、御意見ありがとうございます。本日の御議論を整理した後、また関係府省庁とも調整させていただきまして、しかるべき時期に再度本会議に諮らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○太田議長 それでは、次の議題である第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点についての討議に入りたいと思います。関係する資料は資料6になります。まずは事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 資料6は基本計画の見直しの論点案になります。これまで有識者の皆様からいただいた御意見や国民の皆様からいただいた御意見を踏まえまして、次回の会議以降、おおむね3回にわたって重点的に御議論いただくテーマの案として作成させていただいたものです。論点は大きく分けて、4つの項目に分けております。

1点目は、基本計画の構成及び検証・評価の方法についてでございます。これまでも、また本日の会議でも、施策の進捗状況の定量的把握を求める御意見をいただいているところでございます。施策のより一層の推進を図るため、施策の目的や全体像を見えやすくするとともに、把握すべき指標をあらかじめ設定することが重要ではないかと考えておりまして、この点は構成員の皆様にご議論いただくのがよいのではないかと考えているところでございます。

2点目は、加害者による損害賠償責任の履行促進及び損害賠償請求等の負担軽減についてです。加害者からの損害賠償責任が十分に果たされていないということについては、多くの御意見をいただいているところでございます。第一義的な責任を有するのは加害者でありますので、加害者からの損害賠償をいかにして果たさせるのかということは重要な論点になるものと考えております。具体的には3つの白丸に論点をさらに分類させていただいておりまして、加害者からの損害賠償の履行促進のためにどのような施策が考えられるか、損害賠償の履行確保に向けた民事上の負担軽減等を図ることができないか、また、犯

給金の支給により被害者が有する損害賠償債権を代位する国として被害者や加害者に対してどのようなアプローチが取れるかといった観点から御議論いただいてはいかかかと考えているところでございます。

3点目は、犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化についてです。犯罪被害者の方々に届く支援を充実させるためには、支援を提供する体制を整えること、支援の内容を充実させること、支援に関わる一人一人のスキルアップを図ることが重要であると考えているところでございます。昨年の犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会や地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会でも議論されているところでございますが、政府の基本計画であります次期計画として取組を具体化していくことが必要ではないかと考えております。この論点については大きく白丸3つに分けておりまして、国・地方公共団体・民間団体の役割分担をどう考えるか、体制・内容の両面から被害者に対する支援をいかに充実させていくべきか、また、支援に携わる者のスキルアップをいかにして図っていくべきかという観点から御議論いただくのがよいのではないかと考えているところでございます。

4点目は、刑事手続等における被害者参加の確保等でございます。刑事手続の中で被害者の関与を拡充させていくことについては、犯罪被害者等施策におきまして重要なテーマの一つになると考えております。いまだ不足しているところがあるのではないかということで御意見や御要望があったものといたしまして、公判前整理手続への被害者参加、被害者参加制度対象事件の拡大、また医療観察制度における被害者支援の拡充の3点を論点としてピックアップさせていただいております。

この論点案は議論のテーマを記載したものとなりますので、この背景には様々な御意見や御要望、また課題があるところでございます。先ほど説明させていただきました、資料3や資料4に記載の御意見に、この論点に関係するものにつきましては、「論点」という欄を設けて二重丸を付させていただいているところでございます。次回以降、各論点について御議論いただく際には、関連する御意見をそれぞれ参照していただけるように事務局で資料を整えさせていただきまして、要望、意見を踏まえた具体的な御議論をしていただるように工夫していきたいと考えているところでございます。

資料6の説明は以上です。

○太田議長 ありがとうございます。

この個々の論点の中身の議論につきましては次回以降に行いますので、本日は各構成員の皆様から、計画の見直しに当たってどのような点を重点的に論点として議論すべきかという問題意識について御意見を頂戴したいと思っております。時間に制約もございまして、御意見を一つ一つ順番に議論するというよりは、本日は皆様の問題意識、関心をお聞かせいただいて、後ほど事務局で今後の議論をよく整理していただくという方向でやっていきたいと思っております。基本計画の見直しに関する議論を行う最初の会議でございまして、できれば順番に構成員の皆様から御意見を頂戴したいと思っております。特に御意見がな

ければ、その旨おっしゃっていただいても構いませんので、正木構成員から順番にお願いいたします。

○正木構成員 この論点案を見まして、大項目のところで付け加えたほうがいいのではないかとすることが2点ほどございます。犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会の議論では、「残された課題」として整理された議論がありました。これについて、残された課題をどこでどう検討していくのかということを質問しましたところ、第5次基本計画の見直しの議論の中で検討していくというような御回答があったかと思います。そういう意味で、その点の論点を1つ入れていただきたいというのが私の意見で、特に犯給制度の金額の見直しのところで、やはり倍数などを上げていくためには、今の犯給制度のままではなかなか難しいのではないかとこのように感じたところです。今の犯給制度は共助の精神にのっとっている。私は、やはりそこがネックになって、なかなか金額を大幅に増額することが非常に難しいということを感じたところです。それから、立替払い制度も大きな議論になりました。経済的支援の拡充というのは非常に強く求められていることですので、論点として、犯罪被害者の経済的支援として新たな補償制度、すなわち立替払い制度も含めた新たな補償制度の調査研究の項目くらいは入れていただきたいと感じたところです。

それから、警察庁の司令塔機能の強化についてですけれども、推進会議決定で司令塔機能の強化ということが決定されましたが、今の状況というのは、主に現行計画の進捗状況を点検・検証するという形で各省庁に対する司令塔としての役割を果たしているというところがあるかと思います。やはり施策を前に進めていくという意味で、もう少し警察庁の司令塔としての機能が強化されてもいいのではないかと考えています。司令塔機能の更なる強化をこの第5次基本計画で掲げることによって、警察庁も犯罪被害者等施策をより前進させていくことがやりやすくなっていくのではないかとこのことで、そういう項目が1つ入らないのかなというのが私の意見です。

それから、少し細かいことで言いますと、性犯罪・性暴力のワンストップ支援センターについて、関係機関との連携強化、充実が掲げられているのですけれども、先ほども申し上げましたSACHICOの例からも見られますように、経済的支援の充実についても書き加えていただけないのかなというのが、この論点案を見て私が思った感想でございます。

○太田議長 ありがとうございます。

では、和氣構成員、お願いいたします。

○和氣構成員 まず、被害者の立場から言いますと、本当にたくさんの施策ができてきたことに対して非常に感謝申し上げます。ただ、このいろんな施策を被害者の方にどう伝えていくかというのが非常に問題かと思えます。それができるのが、全国被害者支援ネットワーク、それから各支援センターの現場の方々だと思いますが、その財政が非常に逼迫しておりまして、ここに何とか予算をつけていただけると、もっと充実した支援ができるのではないかと常々思っているところです。被害者支援は、裁判までが被害者支援で

はなくて、その後がとても重要です。孤立してしまいますし、周りの方が手を引いていきますので、その後の支援がとても重要で、自助グループですとか、そういうものがないと、被害者の心情面での回復にはつながらないと私は思っているところです。

それから、広報啓発をもっと充実させていただきたいなと思います。全国被害者支援ネットワークでもＡＣジャパンの広報を何年か行ってきましたけれども、なかなか一般の方々には理解されていなかったかなというところです。それから、被害者支援センターも市町村と一緒に広報していますけれども、なかなか伝わっていません。昨年の犯罪被害者週間に石破総理大臣にビデオメッセージを出していただきました。皆さん、御覧になった方もいらっしゃると思います。これを見ますと、私たち被害者も、支援をやっている者も、非常に感銘を受けまして、非常にありがたいなと思いました。一般の方々にもものすごく響くのではないかなと思うので、こういったものをどんどん広めていっていただければ、国民一人一人が被害者支援に関心を持っていただけののかなという思いがしています。

○太田議長 ありがとうございます。

では、伊藤構成員、お願いします。

○伊藤構成員 この第４次基本計画の見直しに関する論点はパブリックコメントで多くあった意見を十分に反映させたものになっているのではないかなと思いました。この論点は、いずれも重要な課題を挙げていると思いますが、まさに加害者による損害賠償責任ということがずっと議論されてきており、逃げ得を許さない、何とか加害者に払わせなくてはならないということは、ぜひ議論していきたいと思いました。

それから、もう一点いいなと思ったのは、４番目の刑事手続における被害者参加の確保等のところで医療観察を入れていただいているということです。これは第４次基本計画のときには、パブリックコメントで多くの意見があったにもかかわらず、具体的施策としては非常に少ないことしか盛り込まれなかったと感じています。ですので、第５次基本計画に向けてはぜひここをしっかりと議論していきたいということです。特に医療観察については、他害行為を受けた被害者の方の権利が守られてきていなかったということを私たちはもっと理解しなければいけないと思います。ここに「医療観察制度における被害者支援の拡充」とありますけれども、支援の拡充というよりも権利獲得という考え方でぜひ議論を進めていただきたいと思います。

あと、第４次基本計画を策定した以降、社会では新たな現象がいろいろ起きていますので、それを反映した形で第５次基本計画を考えていく必要があるかなと思っております。近年の状況を踏まえてみると、やはりＳＮＳによる誹謗中傷ということは何とかなければいけない。当事者の方から非常にその点は多くの声を聞くようになりました。まさに被害者の方がさらされて、いろいろな誹謗中傷を受けているというような現実ですね。第４次基本計画の策定の際、検討の終盤に事件が起きて、ＳＮＳによる誹謗中傷のことを計画に盛り込まなければいけないということになったわけですが、「ＳＮＳを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活

動の強化」という記載にとどまりました。第5次基本計画でどういう形で入れられるかということを考えますと、今行われているような規制と、一般の啓発、教育という点以上には難しいようにも思っているのですが、第5次基本計画を策定するに当たっての議論のポイントの一つとして取り上げていただけたらなと思っています。

それから、もう一点ですけれども、やはり近年の状況を踏まえてということになると、私は被害を受けたこどもへの対応をもう少し丁寧に計画の中に入れていただきたいと考えています。第4次基本計画でも潜在化しやすい被害者への支援ということで、こどものことも当然入っていますが、やはりこどもの性被害は非常に大きな問題で、今までその辺が手薄でしたので、被害を防ぐにはどうしたらいいか、被害を受けてしまった場合のその後の手当てをどうしたらいいかということについて、施策を検討していく必要があると思います。被害を受けた後の手当てに関しては、例えば児童精神科医、児童相談所、学校、ソーシャルワーカー、弁護士なども含めたチームを作り上げて体制を整えるなど、何かしら具体的なことが盛り込めないかなというのが私の希望です。また、個別具体的にやりすぎるところもありますが、こどもだけではなく、障害者の方、性的マイノリティーの方についても、ぜひ議論の対象にさせていただけたらなと思っています。

○太田議長　ありがとうございます。

では、次に假谷構成員、お願いいたします。

○假谷構成員　私の意見は資料8のほうに記載しております。そこを踏まえて発言させていただきます。

まずは、この計画を作るに当たって、犯罪被害者等基本法の基本理念というところをいま一度述べさせていただきますが、被害者のための施策については、3条の2項に、「被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする」、3項では、「犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする」ということが記載されております。これらを前提に、意見、要望などを資料8にまとめさせていただきました。資料の中では、青いラインは現時点での関係府省庁の考え方を修文してほしいという要望、黄色いラインは論点として検討してほしいものになっております。それから、緑のラインは、案文として取り扱ってほしいもの、または案文に盛り込んでほしい内容を記載しているというところで御覧になっていただければと思います。今回は被害者の視点から強調したい部分を幾つか述べさせていただきます。

先ほど正木構成員からもありましたように、犯給金については、残された課題もありますけれども、さらに加えて、重傷病給付金などの支給要件の緩和、支給期間の延長、性被害者への給付金の充実、それから国外犯罪被害者弔慰金の増額というところもポイントではないかと考えております。

それから、被害者に対する情報提供に関する要望ということで何点か挙げていきますが、

不起訴記録の開示、それから不起訴に関する説明ということで、やはり不起訴になってしまふと情報が入手できなくなりますので、その部分についても被害者への情報提供をお願いしたいということでもあります。さらに、同様に、死刑囚に関しての被害者通知制度、少年事件の傍聴、それから裁判の第1回期日前の裁判記録の謄写、控訴審での意見陳述、こういうことも記載しておりますので、要望として述べさせていただきます。

もう一つは支援措置の更新についてです。支援措置は、大体弁護士が受任した期間が終わってしまうと、1年の更新という期間を忘れてしまうことが多いということなので、更新のお知らせとともに手続の簡素化について自治体への働きかけをお願いしたいということです。

また、医療観察制度においての被害者支援の拡充というところであります。医療観察法というのは基本法の直前に成立したため、基本計画への盛り込みが少ないということで、今回論点に挙げていただいたということもありますので、その分、幅広く議論していきたいと考えております。さらに、細かい点ですが、実態調査をしてほしいと意見を申し上げており、それについてはなかなか難しいという御回答でしたが、医療観察の申立ては検察官が行っているのであって、事例調査については日弁連と協力していただくなど、考えられる方法はあるのではないかとちょっと述べさせていただきます。

最後になりますけれども、実名報道について、やはり、最近でもかなり実名がニュース等で出てしまっているというところなので、本当に被害者に承諾を得たのかどうかというところも非常に疑問で、心を痛めているところであります。やはり重要な問題だと認識しておりますので、第5次基本計画の中には実名報道の被害者の保護という点で記載を盛り込んでほしいと考えているところです。

おおむね今のことは資料8に記載しておりますが、かいつまんで述べさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○太田議長 ありがとうございます。

では、川崎構成員、お願いいたします。

○川崎構成員 現段階の発言としましては、伊藤先生の御指摘の点と重なりますので、私はこれで結構です。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、佐藤構成員、お願いいたします。

○佐藤構成員 私からも手短に、細かいコメント2点と大きなコメント1点させていただきます。

細かいところは、先ほどから議論になっている指標の設定のところで、確かに、相談件数や支援の件数など、アウトカムを目標値とするのはなかなか難しいですが、例えば相談員の配置であるとかカウンセラーの人数であるとか、いわゆるアウトプットベースで何らかの目標をつけることは可能かなと思いました。

それから、前回お話しさせていただきましたが、今回大きな比重を占めるだろうという

のがこの財源確保のところで、こちらはやはり何らか特定の財源確保、財源の手当てというのをやらなければいけないと思います。ただし、この間申し上げたとおり、順番を間違えるとやはりいろいろと議論が紛糾しますので、議論の順番だけは間違えないようにということです。

大きなコメントは、今回、ワンストップの支援制度という話がありましたけど、もう一つ重要なのはプッシュ型支援です。例えば、コロナのときもそうでしたが、必ずしも今は申請しなくても、あなたは要件に該当するという形で支援を提供しようとする試みが行われています。例えば、何らかの犯罪被害者の方が何らかの窓口で一つの支援を受けているとき、何らかの相談をしているときに、あなたは実はこういう支援を受けられますといったプッシュ型で支援する。それから、あり得るのは、転居したときに、転居先の自治体からもおのずから、あなたはこういう支援が受けられますということを自分で言わなくても受けられるという形で、プッシュ型の支援を考えていただきたいということ。そのために難しいのはやはり連携でありまして、特に自治体間の連携、国と自治体の連携、この辺りを充実させてプッシュ型支援につなげていくということはあっていいかなと思います。

○太田議長 ありがとうございます。

では、島村構成員、お願いいたします。

○島村構成員 私としては、基本的に次期基本計画の見直しに関する論点や議論の方向性については賛成しております。今後の課題については今まで多々議論があったかと思うので、それが少しでも解消されるように私としても議論していきたいと思っているところです。他の制度との整合性というのも取れる形で、被害者支援の施策の充実が図られるようになるとよいと思っております。

○太田議長 ありがとうございます。

では、滝沢構成員、お願いいたします。

○滝沢構成員 私も伊藤構成員と同じように、社会の状況に応じて適切に様々な施策が盛り込まれるのがよいと考えております。

また、被害者の方や国民の方からいただいた意見、要望の多くは、多分に個別案件に関わるところもあるのではないかと思います。そうすると、例えば、警察官や検察官などの支援に携わる者に対する研修を更に行っていったり、充実させていったりすることで解決できる問題もあるのではないかと思います。その上で、運用で対処できないというものであれば、立法措置を講じるということになるのかもしれませんが、運用で対処できるのか、立法で対処できるのかというのはお願いしていくことが必要ではないかと思います。また、立法、制度化する場合については、島村構成員からもありましたように、既存の制度との整合性を維持しながら、被害者支援が充実する方向の措置を講じていくような方向での議論が必要ではないかと考えております。

○太田議長 ありがとうございます。

では、中原構成員、お願いいたします。

○中原構成員 私は今回の論点案について異論ございません。前回から参加させていただきましたけれども、今回、膨大な資料を拝見しまして、非常に多岐にわたる論点が含まれているということがよく分かりました。個人的には特に２番の加害者による賠償責任と犯給法との関係といったところに興味を持っておりますけれども、論点については異論ございません。

○太田議長 ありがとうございます。

前田構成員、お願いいたします。

○前田構成員 私はコーディネーターを中心とした地方における途切れない支援の実現というところに関わっていましたので、やはりその点は重要な課題として関心があります。いよいよ来年度からこれが始まりますが、実際に地方の現場で体制作りのための取組が始まり、福島などで携わっていると、やはり議論が必要な問題が噴出してきております。一番難しい点は、想定していたようなことではありますが、何でもできるようなコーディネーターの方というのはほとんどおられないので、コーディネーターに何を優先してやってもらうのか、という点です。例えば、犯罪被害者支援の経験が非常に豊富な人というのは往々にして行政とのパイプがなかったりとか、あるいはその反対であったりとかということがあるので、コーディネーターにどういったことを優先させてお願いするのかということとはまず考えなければいけません。また、コーディネーターを生かすも殺すも組織作りというところがあると思います。したがって、関係機関との連携がどんなふうになっているかということを、来年度以降、各都道府県の実際状況をお聞かせいただいて、そこから何か、これは使えそうだなというようなところが出てくれば本当にいいなと思っております。

それから、今意見が出ています医療観察法ですね。これは本当に私もそう思っています。医療観察法は私もずっと、法律が制定されたときから審判員として入っていたのですが、加害者に対しては法律が制定される前に比べるとはるかに人権的にもきちんとされてますし、特にケアは手厚いんです。ところが、被害者はどうするかという視点が全くなかったもので、これはぜひ実態も含めてつまびらかにしていただいて、考えていきたいと思っています。

それから、同じく伊藤構成員がおっしゃったSNSの問題ですね。これは本当に深刻ですが、なかなか暗数が分からないところがあって、被害の実態についても明らかにしていただいて、特にこれは年々進化した形で、犯罪の内容も変わってきていますので、その辺をアップデートしながら考えていけるようになっていければいいなと思っています。

○太田議長 ありがとうございました。

では、山本構成員、お願いいたします。

○山本構成員 私自身も、この論点案について特段異論はなく、付加するところもありません。

私は民事法の研究者ですので、基本的には２の損害賠償責任の履行促進あるいは損害賠償請求等の負担軽減というところに注目しています。最近の民事法の動向の中で、基本的

には実体法、債権というのは同じ性質のものであるというのが伝統的な理解であったところ、一部の債権について特別の取扱いがされる例というのが実態に即して増えてきているように私自身は思っています。その中で、この犯罪被害者との関係でいえば、生命、身体を害するような不法行為に基づく損害賠償請求権というのが、私自身に関わっただけでも、民法であり、民事執行法であり、倒産法等の中で特別な取扱いがされているという例が出てきているということかと思えます。今回も幾つか制度的な提案に関わるものが論点としてあるところですが、法制上の理解において、理論的にどこまでいけるのか、特別の取扱いというものが可能なのかということに注目しています。また、既に作られたものの中では、先ほど出てきた損害賠償命令制度であるとか、あるいは第三者からの情報取得手続とか、こういったものは私自身も法制審議会の議論に関わってきた者でありますので、こういった制度が現在どのように運用されていて、もしその運用に問題があるとすれば、その原因がどこにあるのかと、それをどういうふうに打破していけるのかというようなことを検討するということについて注目しておりまして、次回以降、そういう観点から議論に参加させていただければと思っています。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、オンラインで御出席いただいている、まず武構成員からお願いできますでしょうか。

○武構成員 私たちの会は、事件から10年以上経過している人が多いので、賠償責任で損害賠償が払われないという問題がとても大きいです。相談できる弁護士の人がいればいいのですが、地方であれば、いなかったり、見つけれなかったりしています。そして、お金をかけたくないという人もいますので、そんな人は自分で加害者と向き合っていますが、それがとても大変です。精神的に追い込まれた人たちは私は見ているので、この損害賠償請求の履行、これをしっかりやっていただきたいなと思っています。それには謝罪もないということも含まれますので、被害者の視点を入れた教育などもしっかりやっていただきたいと思います。それと、保護観察中にも損害賠償の計画を立てることが始まっていますが、まだまだ保護観察に携わる方、保護司の方には、自分たちの仕事ではないと言う人たちが圧倒的に多いように思うので、そこをしっかり認識してもらうようにしてもらいたいです。

それともう一つは、例えば満期で少年院を出たりした場合、国の支援がなくなってしまうので、その問題も考えていただきたいなと思います。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、野坂構成員、お願いいたします。

○野坂構成員 既に意見が出ているものとして私も注目している点ですが、やはりSNSやインターネット上での被害、またその被害に対する補償や対策については力を入れてほしいと思っています。こどもの被害についても同様です。伊藤先生もおっしゃっていたように、これは被害者へのサービスではなくて、被害者ひいては国民の権利なんだというこ

とについて広く周知される必要があると感じています。

論点案については、私からは3点申し上げます。

まず1つ目ですけれども、矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用について、この運用状況を把握するのは大事だと思います。私は性犯罪の特別改善指導に関わっていて、刑務所にも行かせてもらっていますが、やはり現場の矯正施設職員の方は大変混乱して困っているところがあると思います。被害者の状況をまず職員が知ることや、どのように被害者と加害者の間に立って安全に伝達を行うのかといったことについて、十分な準備が必要で。被害者の権利ではありますが、制度がうまく運用されないと、被害者の方が二次的被害を負うということは実際に起きていますので、ここは非常に重点的に取り組むべき問題だと感じています。

2つ目も既に出ていましたけれども、総合的な支援の充実というところについてです。先ほどSACHICOを含めワンストップ支援センターの基盤についての話がありましたが、被害者支援センターに関しては、都道府県ごとにかなり状況が異なる上に、ワンストップ支援センターと比べて経済的基盤が非常に脆弱なところが多く見られます。支援者も高齢化していますが、若い方や専門職の方が安定して働けるような体制がありません。この先の安定した継続的運営が困難なセンターがたくさんあるため、この点は非常に緊急性が高い問題だと感じています。

3点目は支援者支援です。支援に携わる者に対する研修の充実とありまして、最初に養成段階での教育の充実とあり、非常に大事だと思っています。一般的な研修ですと、関心のある方だけが対象になりますし、あるいは、もう既に仕事に就いている人が後から学ぶといったことになるわけですが、やはり養成課程から、例えば教員であれば文科省が、心理系とか看護・医療系であれば厚労省が、きちんと養成の中にこの犯罪被害者支援といったことを組み込んでいくという大きな改革が求められます。ここもぜひやっていくといいのではないかと考えます。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、私から最後に簡単にお話しさせていただきます。内容については、これから3回ないし4回検討してまいりますので、そのときに議論すればいいかと思いますので、総論的なことで自分が考えていることを2点ばかりお話しいたします。

1つは、第5次基本計画の実質的な内容は夏頃までに決めなければいけないということ、日程的にはかなりタイトな状況です。そこで、例えば立法という話も出ていましたが、立法に向けての具体的な検討は、残念ながら日程的にとてもできません。そういった中長期的な課題と、第5次基本計画に具体的な内容として盛り込めるもの、若しくは検討するというものを盛り込めるものをある程度分けて、意識を持ちながら議論していく必要があるのではないかと思います。そうしないと、ものすごく大上段の議論をやって、結果的に大切な問題を全部取り残してしまうということになりますので、そこを我々は心しておく必要があるのではないかなと思っています。

それから、先ほど前田構成員から、実際に、地方での途切れない支援について福島でもいろいろ課題が出てきているというお話がありましたが、犯給制度や地方での途切れない支援など、最近新たに始まった施策について、我々が議論していく上で必要な情報を提供していただく必要がありますので、例えば、新たに始まった制度がどういう状況にあるのか、どういう課題があるのか、それから、先ほど損害賠償の話も出ましたが、議論する上で必要な情報提供をお願いすることが多々あるかと思います。このなかには短期間に集めることが非常に難しい内容もあります。そうすると、対象を限ったり期間を限定したりしての情報でも構いませんが、できるだけ皆様から、必要なものがあれば、早めにお出しただければと思います。日本全国を調べるということは困難なので、限定した形で、できるだけ現場の状況とか御苦労とかを集めていただいて、提供していただくと、我々の議論もかなり実質的な、意味のある議論になるかと思います。官庁に御迷惑をいろいろおかけするかと思いますけれども、議論はまだ夏までございますので、しかるべき段階でそういった情報をお示しいただけるといいなと思っております。それでは、皆様から一通り御意見いただきましたけれども、まず警察庁から何かございましたらお願いをいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 本日は、有識者の皆様から大変貴重な御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。本日御提示させていただきました資料3や資料4、論点案の資料6を取りまとめるに当たり、事務局としては国民からの御意見・御要望を400ほどいただくなど大変多岐にわたる御要望、御意見いただいたところでもありますけれども、その中には、今議長からもございましたとおり、直ちに実現が難しい、ハードルの高いものもございました。しかし、私どもとしましては、それを理由にそもそもの議論の対象にしないというようなことを極力避けて、課題も含めて議論させていただき、また、その課題の御要望の背景にあるニーズがどこにあって、それに対してどういうアプローチが現段階、短期的に何が可能なのかということも考えることが必要かと思ひまして、このようなまとめ方をさせていただいたところでもあります。なるべく400の御要望、御意見がどこかに引っかかるように、関係府省庁とも知恵を絞って努力をさせていただき、なるべくこぼれないように提示させていただいたのが本日の論点案でございます。多岐にわたる御意見をいただきましたが、書き方や進め方については、本日の御意見、御要望も踏まえてよく整理させていただきたいと思ひますし、議長からございましたとおり、時間的な制約がございますので、その中でいかに重要な論点をしっかり進めていくかという観点を大事にさせていただいて、資料の集め方、作成の仕方、それから説明の仕方にも十分工夫してまいりたいと思っております。ある程度の交通整理が必要でございますので、様々なコミュニケーションを取らせていただいて、しっかり、いい計画になるように努力してまいりたいと思っております。本日は本当にありがとうございました。引き続き御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○太田議長 ありがとうございました。

今の各構成員からの御意見を踏まえ、官庁から何か発言ございますでしょうか。特にご

ざいませんでしょうか。よろしいでしょうか。

もしまたあれば、若しくは改めて思いついたものがあれば、事務局に御連絡いただければと思います。いただいた御意見は事務局で整理いたしまして、今後の議論での取扱いを調整していただき、次回以降から議論してまいりたいと思います。

その上で、中身の議論にも時間を割く必要がございますので、次回、3月5日の会議から具体的な中身の議論に入りたいと思いますので、その議題を決定したいと思います。

資料6の論点案につきましては、こういったものを付け加えてほしいというものもありましたが、これは議論すべきでないというものはなかったかと思しますので、次回は、論点案の1枚目の1の基本計画の構成、それから検証・評価の方法、それから2の加害者による損害賠償責任の履行促進、損害賠償請求等の負担軽減を議題にして議論したいと思いますけど、そのような方向でよろしいでしょうか。

それでは、御賛同いただいたということでございますので、そのように進めてまいりたいと思います。

それでは、事務局から、本日の議論を踏まえまして、今後のスケジュールについて御説明をお願いできればと思います。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 資料7を御覧ください。資料7に即しまして、今後のスケジュールについて御説明をさせていただきます。本日御議論いただいた論点につきましては、スケジュールに記載しているように、次回以降、3月5日から5月頃にかけて、おおむね3回に分けて重点的に御議論いただく予定としております。各回の議題の目安を資料7に記載させていただいておりますが、本日の議論も踏まえ、改めて整理させていただきたいと思っております。その後、6月頃からになりますが、具体的な計画案文に基づく議論に入っていただくことを考えております。論点となったものはいずれも重要な課題ではございますが、論点以外の点も含めまして、計画案文としてどのように盛り込むのかということも検討は必要なところですので、その点も検討していただきながら御議論いただきたいと考えているところでございます。その後、10月頃には次期計画の中間的な取りまとめをいただきまして、推進会議に諮って決定を経まして、パブリックコメントに付すという流れを考えており、その際、評価案についても併せて決定いただくという格好になります。そして、最終的には、パブリックコメントの結果を踏まえ、令和8年、来年の3月には次期計画を閣議決定する予定となっているところでございます。スケジュールについては以上でございます。

○太田議長 ありがとうございます。

次の議題に関しましては、警察庁と法務省が所管する論点になりますので、両省庁におかれましては資料の準備と論点に対する検討をお願いしたいと思います。

最後に、事務局から連絡がありましたらお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 次回会議につきましては、今、太田議長からも御案内いただいたとおり、計画の見直しに関する論点検討の1回目でございます。

して、3月5日の午後1時からを予定しております。

また、次回会議までの間も、本日の御議論などを踏まえまして、必要に応じ、各種調整の御連絡をさせていただくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○太田議長 それでは、本日の会議の議事は以上とさせていただきます。遅い時間までどうもありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。